

建設局総務部職員課担当係長、市職建設局支部書記長との事務折衝

令和6年2月29日

事業所の職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）

今般、東部方面管理事務所管理課の職員2名、東部方面管理事務所設備課の職員2名、中浜工営所の職員3名、鶴見緑地公園事務所の職員2名、西部方面管理事務所管理課の職員5名、津守工営所の職員5名、市岡工営所の職員4名、八幡屋公園事務所の職員1名、南部方面管理事務所管理課の職員2名、住之江工営所の職員3名、長居公園事務所の職員5名、北部方面管理事務所管理課の職員3名、野田工営所の職員3名、扇町公園事務所の職員1名について、月間の時間外労働時間が30時間を超える見込みである。

また、西部方面管理事務所管理課の職員1名、西部方面管理事務所設備課の職員1名、津守工営所の職員1名、長居公園事務所の職員2名、北部方面管理事務所管理課の職員3名について、年間の時間外労働時間が240時間を超える見込みであることから、36協定第4条に基づく特別延長を実施したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

（支部）

当該職員に関する時間外労働時間の特別延長については了解した。

なお、管理監督者においては、今後とも適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

（局）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。